

学校選択にあたって

★**留意事項** 以下をご確認のうえ、学校選択をされるようお願いします。

・ 通学の安全や通学時間等、毎日の通学のことを考え、お子さんやご家庭に無理のない選択をしてください。
・ 中学校への通学につきましては、 徒歩通学又は学校長の許可に基づく電車・バス等の公共交通機関による通学 となります（原則、自転車通学は不可）。また、 通学費用は、自己負担 となります（指定校又は許可対象校に就学する場合の通学費用は、補助の対象となります（距離要件あり）が、当初ご案内している学校が指定校以外の中学校の場合は通学費補助の対象外となりますのでご注意ください。）。学校選択する際、十分ご注意ください。
・ 学校の教育活動は、保護者や地域の方のご協力のもとに成り立っています。保護者の方々には、指定校・指定校以外の学校を問わず、学校行事、PTA 等の保護者活動等、学校への積極的な参画・ご協力をお願いします。
・ 学校生活に必要な生活指導上の注意事項（例：携帯電話の取扱い等）については、各学校の説明をご理解の上、ご家庭のご協力をお願いします。
・ 学校行事や課外活動等については、入学後に内容が変更される可能性があることをご理解のうえ、学校を選択してください。
・ 締め切り後は、原則として申請の受付や変更ができませんので、期限内にご家族で十分にご検討されるようお願いいたします。

★よくある質問

Q 1 選択した学校には必ず入れますか。
A 各学校には施設の状況、学習環境の充実等を考慮し受入予定数を設定しています。それを超えた場合には、原則、学校選択により希望した方を対象に抽選となります。
Q 2 学校選択により小学校に就学した場合に、その就学した小学校の地域にある中学校に優先的に入れますか。
A 小学校の地域にある中学校であっても、通学区域外に居住している場合には、原則、居住する通学区域の中学校をご案内しているため、学校選択により選んでいただくことになります。 そのため学校選択をした中学校の入学希望者が受入れ予定数を超えた場合は公開抽選の対象となります。抽選対象者の順位は以下のとおり決定いたします。 第一順位：通学区域内居住者 第二順位：指定校変更承認対象入学希望者 第三順位：卒業小学校の属する小中一貫教育グループの中学校への入学希望者 第四順位：上位三要件に該当しない入学希望者
Q 3 特別支援教室や難聴学級（通級指導学級）に通級をすることになるが、設置されている学校に学校選択で希望した場合に優先的に在籍できるのか。
A 受入は優先されません。通級指導学級は、通常の学級における授業に概ね参加できる児童生徒で一部特別な指導を必要としている方を対象としています。従って就学先は居住地の指定校の通常の学級に就学することを基本としています。
Q 4 選択希望票を提出する時に、理由の提示は必要ですか。
A 必要ありません。ただし、入学後にその理由が変わったことなどによる転校はできませんので、学校公開などを参考に学校をよくご覧になり、十分検討し、お子さんの意思にもとづき選択してください。
Q 5 抽選にもれた場合の入学校はどうなりますか。
A 原則、変更前の中学校への入学となりますが、公開抽選結果通知に同封する「再選択希望票」により、受入予定数に余裕のある中学校から再選択することもできます。
Q 6 抽選が実施されて、当選しなかった場合の取扱いはどのようになるのでしょうか。
A 当選されなかった方は、すべて補欠登録されます。2月中旬までに受入が可能になった場合、補欠登録上位者から順に繰上当選者を決定します。また、繰上当選者とならなかった場合は、原則、変更前の学校への入学となりますが、受入予定数に余裕のある中学校の中から再選択することもできます。
Q 7 私立中学校受験も検討していますが、受験・発表は2月頃になります。 市立中学校に入学することになる場合も考え、選択希望票を提出することはできますか。
A 可能です。なお、私立中学校への入学が決まりましたら入学校から発行された「入学承諾書」等を、速やかに、八王子市教育委員会学務課へ提出してください（この「入学承諾書」等の提出をもって、八王子市立中学校への入学は取下げとします）。